

大牟田・荒尾共同浄水場第二期運営事業

募集要項等に関する質問書の回答書

令和8年7月6日

大牟田市

荒 尾 市

募集要項等に関する質問書の回答書

本回答書は、令和8年4月22日（木）から令和8年6月5日（金）までに受け付けた大牟田・荒尾共同浄水場等第二期運営事業に関する質問への回答を記載したものです。
回答は、現時点での考え方を示したものであり、今後の検討により変更する可能性があります。
なお、本質問書の回答書は、募集要項等と一体のものとします。
受付数は、以下のとおりです。

質問受付数： 103件

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所（番号の全・半角は資料に合わせる）							内 容	回答
	・募集要項 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1)、 (2) など	①、② など	ア、 イ など	(7)、 (4) など	a、 b など		
例	募集要項	1	事業の概要	第2章	1	(5)	①	イ	(7)	a		
1	募集要項	5	参加企業の構成等	第3章	2	(8)					【再質問】「構成企業全てがSPCに出資するものとする。」と記載されていますが、出資について、最低出資割合などの制限はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	募集要項	6	設計企業	第3章	3	(2)	①				設計企業の条件は、技術士の在籍と設計実績であるので、工事企業に設計企業の条件があれば工事企業が設計企業を兼ねることができるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	募集要項	7	設計企業の資格要件	第3章	3	(2)	①	イ			【再質問】「計画給水人口5万人以上の事業体におけるアセットマネジメント検討に基づく水道施設更新計画策定業務実績」という要件について、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成21年7月厚生労働省健康局水道課）」に示されるアセットマネジメント（タイプ4D）の業務実績も、本要件の実績として認められるという理解でよろしいでしょうか。	既存資産の管理業務に基づく、当該設備の更新計画策定業務の実績を求めています。
4	募集要項	7	設計企業の資格要件	第3章	3	(2)	①	イ			【再質問】「国内において、日量5千m3以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場（水道）の設計実績」とあります。設計実績とは、浄水場の機械または電気設備の設計実績という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	募集要項	7	参加者の資格要件	第3章	3	(2)	③	ア			維持管理企業の実績についてはJVまたはSPCの代表者、構成員としての実績、第三者委託を請けているSPCから受託した実績も認められるとの理解でよろしいでしょうか。 また、契約期間中であっても5年間以上経過していれば実績として認めていただけますでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。後段は、認めるものとします。
6	募集要項	7	参加資格申請の証明書類の確認	第3章	3	(2)	③	イ			【再質問】「水道技術管理者（水道法第19条に定める者をいう。）の資格を有する者が1名以上、受託水道業務技術管理者としてSPCに在籍し、共同浄水場に専任で常駐（平日日中勤務とする）すること。」とありますが、参加申請時点において、当該受託水道業務技術管理者は、必ずしもSPCに直接雇用されている必要はなく、SPC構成員の維持管理企業に水道技術管理者の資格を有する者が在籍していることをもって、当該要件を満たすという理解でよろしいでしょうか。 その場合、SPCを構成する維持管理企業等に当該資格者が在籍していることを証明するものとして、具体的にどのような書類をもって証明すべきでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は、SPCを構成する維持管理企業等に所属する資格者の保険証等により、在籍を確認します。
7	募集要項	8	見積上限額	第3章	5						「本事業の見積金額の限度額は、金11,813,126,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。」とありますが、本事業における見積上限額の設計・積算日をご教示ください。 また、物価変動に伴う単価改定を考慮して上限額の変更にについても協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	前段は、令和8年度単価にて積算しています。 後段は、質問No. 90を参照ください。
8	募集要項	8	見積上限額の設計年度	第3章	5						【再質問】予定価格（提案における上限額）の算出時点とサービス対価改定の基準時点とが離れている場合、両時点間の物価変動がサービス対価に反映されず、入札不調・不落又は選定事業者の過度な負担が生じるおそれがあります。 そのため、できる限り予定価格の算出時点の後ろ倒し及びサービス対価改定の基準時点の前倒しを行い、両時点を近づけるといった対応により、労務、資材等の物価変動を適切にサービス対価に反映させる必要があると考えています。（事務連絡（平成6年7月3日）「PFI事業における民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築の推進について」（内閣府民間資金等活用事業推進室）参照）前述の事務連絡を受けて、最近発注されているPPP事業では、上記の基準時点が公告より前の日付（予定価格算出時等）とされています。 予定価格算出時から契約締結日までの物価変動を考慮し提案金額の補正をかけていただけますでしょうか。	質問No. 90を参照ください。
9	募集要項	9	現地見学	第4章	1	(2)					【再質問】現地見学の日程は令和8年4月23日（金）～8月28日（金）の随時とありますが、見学希望日の7日前までに申込を行えば、複数回見学することが可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	募集要項	9	現地見学	第4章	1	(2)					【再質問】技術提案書の作成に当たり、現地見学時に必要資料を開覧させていただく機会を設けていただけますでしょうか。	閲覧希望資料名を事前にお知らせいただければ対応可能です。
11	業務要求水準書	1	プロフィットシェア	第1章	2	(5)					【再質問】「その際、委託費の削減に資する内容である場合は、プロフィットシェアについても協議の対象とする。」とありますが、プロフィットシェアは、事業者側の企業努力等の成果の取扱いについて考慮が必要です。そのため「下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版」に記載の通り、事業開始後に費用縮減が確実となる受託者の提案で発動されるとの理解でよろしいでしょうか。	必要に応じ、事業開始後に協議します。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所（番号の全・半角は資料に合わせること）						内 容	回答
12	業務要求水準書	2	膜交換業務	第1章	2	(5)	②	ア	(か)	【再質問】膜交換業務についてはパッキン交換のような維持管理上の部品交換という意味であり、膜ユニットの交換は含まれていないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	業務要求水準書	4	第三者委託	第1章	3	(2)				【再質問】「両市は共同浄水場について水道法（昭和32 年法律第177 号）第24 条の3に基づき、水道の管理に関する技術上の業務を事業者へ委託（以下「第三者委託」という。）し、事業者は受託水道業務技術管理者を置き、共同浄水場の維持管理（運転及び保守点検等）を行う」と記載ありますが、事業者へ委託する業務を明確にしてくださいませでしょうか。水道業務技術管理者が行う業務として以下①～⑨があると思いますが、①、②、④、⑤、⑥、⑦に関しては共同浄水場の範囲のみ、③、⑧、⑨は本事業対象外と認識しております。 ＜水道業務技術管理者が行う業務＞ ①水道施設における施設基準の適合検査、②水質検査及び施設検査、③給水装置の基準適合検査、④水質検査、⑤健康診断、⑥衛生上の措置、⑦台帳の作成、⑧給水の緊急停止、⑨給水停止	ご理解のとおり③給水装置の基準適合検査については、本事業の対象外となります。ただし、⑧給水の緊急停止、⑨給水停止についてでは、配水池等への送水と読み替えていただき、第三者委託の範囲において送水停止等の判断を実施していただく必要があります。
14	業務要求水準書	7	維持管理修了時の取り扱い	第1章	4	(3)	④			【再質問】「事業者は、～、著しい損傷がない状態(本事業期間終了後1年以内に、事業者が立案した長期更新計画において予定する設備更新以外の機器の更新を要することがない状態)で、両市へ引き渡すものとする。」とありますが、同書P5第1章5. (1) 維持管理期間終了後の事業継続の検討において本事業が延長となった場合でも事業者が立案した長期更新計画ならびに長期修繕計画に変更はなく、本事業延長時の終了後1年以内に著しい損傷がある状態でも更新ならびに修繕実施は該当しないとの理解でよろしいでしょうか。また、該当する場合は、別途費用を両市にてご対応頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	前段について、本業務延長後の業務における引渡し基準は、事業継続の検討時に示すものとしますが、基本的には本事業と同様とします。このため、後段の、本業務延長後の業務1年目における計画外の更新および修繕については、事業者の負担と考えております。
15	業務要求水準書	7	事業期間延長時の引渡し基準	第1章	4	(3)	④			業務要求水準書 第1章4(3)④の事業期間延長について、 ①事業期間が延長される場合の引渡し基準は、基本的に本事業の引渡し基準と同様であるとの理解でよろしいでしょうか。 ②延長期間中に新たに発生する費用負担は、帰責者負担を原則とし、帰責者が不明な場合は両市と受託者の協議によるとの理解でよろしいでしょうか。	①②ともご理解のとおりです。
16	業務要求水準書	7	維持管理修了時の取り扱い	第1章	5	(2)				【再質問】「継続協議を実施する場合、継続事業における共同浄水場維持管理業務及び共同浄水場外施設維持管理業務(以下、「維持管理業務」という。)にかかる委託料は、運営期間中の維持管理業務にかかる費用を基本とする。」とありますが、事業期間延長後の維持管理費は、業務委託契約書の物価変動による変更が適用される理解でよろしいでしょうか。また、当該金額を積算にあたり2期及び3期の業務内容との比較を行い、事業費を算出していただけるとの認識でよろしいでしょうか。	前段後段ともご理解のとおりです。
17	業務要求水準書	7	延長後維持管理費の物価上昇反映	第1章	5	(2)				業務要求水準書 第1章5(2)の事業期間延長後の維持管理費について、 事業期間延長時の維持管理費の協議においては、本事業の運営期間中の維持管理費を基本としつつ、延長期間に応じた将来的な人件費上昇及び物価上昇分が反映されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	業務要求水準書	7	維持管理期間終了時の取り扱い	第1章	5	(2)				【再質問】「継続事業における共同浄水場維持管理業務及び共同浄水場外施設維持管理業務にかかる委託料は、運営期間中の維持管理業務にかかる費用を基本とする。」と記載があります。 将来的な人件費や物価上昇もあるため、運営期間中の維持管理費用では不足する可能性もあります。 そのため協議の際には、最新の日本水道協会発行の水道施設維持管理業務委託費積算要領での積算金額や見積徴収にて協議いただけますでしょうか。	「運営期間中の維持管理業務にかかる費用を基本とする」とは、算定手法に関する基本的な考え方を示したものであり、将来的な人件費、物価上昇は反映されます。なお、詳細については協議とします。
19	業務要求水準書	9	対象施設及び業務範囲	第2章	1	(2)				表内にある「高田中継ポンプ場」は監視のみとの記載がありますが、高田中継ポンプ場に関する保守、修繕等については業務対象外であり、両市にてご対応頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	業務要求水準書	12	運転管理業務	第2章	2－1	(2)	①			【再質問】「受託水道業務技術管理者を 1 名以上専任で配置し、常勤させること。」とありますが、この「常勤」とは通常の業務（平日の勤務時間）に従事していれば、勤務場所は問わないとの理解でよろしいでしょうか。	勤務場所は、ありあけ浄水場とします。
21	業務要求水準書	12	運転管理業務の留意事項	第2章	2－1	(2)	⑦			【再質問】「共同浄水場の管理体制は事業者の提案によるが、通常日勤体制及び夜間常駐運転管理員は確保すること。」とありますが、運転管理業務に従事する体制との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	業務要求水準書	12	運転管理業務の留意事項	第2章	2－1	(2)	⑦			【再質問】「共同浄水場の管理体制は事業者の提案によるが、通常日勤体制及び夜間常駐運転管理員は確保すること。」とありますが、運転管理体制が整っていれば、必ずしも夜間の共同浄水場内での勤務を求められるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	昼夜間とも常駐者を求めています。人数は事業者提案とします。
23	業務要求水準書	12	保守点検業務	第2章	2－2	(1)				【再質問】「本業務は、共同浄水場施設の日常保全及び定期保全等の予防保全に関する業務である。」とありますが、各保守点検を行う方法や頻度は、法令等で定めがない限り、事業者の提案による頻度にて実施してよいとの理解でよろしいでしょうか。たとえば、保守点検マニュアルに記載されている頻度で実施し、必要に応じて内容を見直していく想定でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	業務要求水準書	15	PFOS/PFOA等の水質検査追加分の別途増額	第2章	2－3	(1)	②			【再質問】『業務要求水準書』第2章 2-3 (1) ②において水質検査について規定されております。 本事業における提案価格設定の重要な前提条件となりますため、以下の2点についてご確認およびご教示をお願いいたします。 ① 今回の再公告において示された見積金額の限度額（11,813,126千円）には、PFOS/PFOA、ならびに水質管理目標設定項目等の水質検査費用があらかじめ明示的に織り込まれているという理解でよろしいでしょうか。 ② もし織り込まれている場合、前提とされている具体的な検査項目（物質名）および検査頻度の概要をご提示いただけますでしょうか。	ご質問の意図は、（73）要検討PFASの水質検査費用が織り込まれているかどうかと理解させていただきます。 ①（73）要検討PFASは織り込まれていません。 ②（73）要検討PFASについては、環境省から公布された場合、事業開始後の水質検査において、別途検査地点・回数等を協議の上増額対象になります。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所（番号の全・半角は資料に合わせること）						内 容	回答
25	業務要求水準書	15	水質管理目標設定項目8物質の別途増額対象	第2章	2－3	(1)	②			【再質問】業務要求水準書 第2章2-3(1)②の水質検査において、水質管理目標設定項目8物質(PFOS/PFOA以外で今後追加可能性のあるもの)の取扱いに関し、 ①事業期間中に水質管理目標設定項目8物質が環境省から公布され、当社の検査対象に追加された場合、当該検査費用は引き続き別途増額対象であるとの理解でよろしいでしょうか。 ②増額の協議手続(協議開始時期、協議基準、見積提示方法)について、概要をご提示いただけますでしょうか。	①質問No. 24を参照ください。 ②環境省から検査方法等が交付されたのち、当面は現状把握を目的として検査の対象とし、事業者が取得した見積をもとに増額の協議をおこないます。
26	業務要求水準書	17	膜モジュール破断時の別途交換費用	第2章	2－6	(2)	②			【再質問】業務要求水準書 第2章2-6(2)②の膜交換等業務において、膜モジュールが破断した場合の交換費用は別途委託者にご負担といただけたとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	業務要求水準書	17	膜交換の事業者提案	第2章	2－6	(2)	③			膜交換が必要となった場合の費用については本事業に含まれないという理解でありますが、膜交換が必要となった場合の交換後の膜モジュールのリサイクルもしくは廃棄に関わる費用についても、同様に委託者に都度ご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	業務要求水準書	17	薬品調達管理業務	第2章	2－7	(2)	②			『業務要求水準書』において、『注入に供する薬品は、水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）第1条十六を満足すること。』と規定されております。つきましては、当該省令の基準を満足する範囲内であれば、使用する薬品を変更する場合、都度の承諾を要さず事業者の判断にて変更が可能との理解でよろしいでしょうか。また、将来的な法令等の変更により、既存の薬品からの変更を余儀なくされ、それに伴い追加費用等が発生した場合につきましては、不可抗力（法令等の変更）に起因する事象として、両市との費用負担等に関する協議の対象としていただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	業務要求水準書	18	見学対応業務	第2章	2－10	(2)	③			「見学者の受け入れ対応可能人数は、1日当たり最大で 120人(40人/1回×3サイクル)を見込むこととする。」とありますが、維持管理業務見積限度額に含まれる年間の見学者の受け入れ頻度・回数をご提示いただけますでしょうか。	60回/年程度です。
30	業務要求水準書	19	植栽管理業務	第2章	2－12	(2)	①			【再質問】維持管理が困難な場所に関して、防草シートなどに切り替える提案をさせていただきますでしょうか。	「維持管理が困難な場所」が明確でないため、事業開始後の提案に応じた協議とします。
31	業務要求水準書	19	清掃業務	第2章	2－13	(1)	②			【再質問】「なお、大牟田市企業局エリアの外壁等清掃を含むものとする。」とありますが、対象範囲についてご提示いただけますでしょうか。	対象範囲は共同浄水場内全ての施設です。
32	業務要求水準書	20	災害及び事故対策業務	第2章	2－14	(2)	③			「災害及び事故等により故障が発生した場合でも部分的な機能停止となるよう、緊急時に留意した運転方法を立案し、実施すること」とありますが、被災状況等に応じて可能な限り、運転を継続させるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	業務要求水準書	20	事業終了時の引継ぎ業務	第2章	2－15	(2)	②			【再質問】「事業終了前の適切な時期に」とありますが、おおむねいつ頃を想定されていますでしょうか。	事業者提案とします。
34	業務要求水準書	21	運転管理業務	第2章	3－1	(1)				広範囲にわたる遠方監視を行います但受託者の責によらない事由（不可抗力）で監視不能に陥った場合、緊急の現地巡回、応急措置など、その際の費用は不可抗力等による費用負担（別紙7）の対象との理解でよろしいでしょうか。	協議とします。
35	業務要求水準書	25	本業務の実施にあたっての留意事項	第2章	3－2	(2)	⑥			「異常発生時における現地への駆けつけ、状況確認及び応急措置を行い、速やかに両市へ報告すること。なお、修繕は両市で対応する。」とありますが、応急措置に要した部材などの費用負担は、貴両市側にてご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	原因により、協議とします。
36	業務要求水準書	25	共同浄水場外施設維持管理業務	第2章	3－2	(2)	⑧			「上の原浄水場水質モニター及び遠方監視設備に要する電力費及び遠方監視設備の回線使用料は事業者が支払うこと。」とありますが、同書含めて公告資料に事業者が支払う旨記載がない場合は、両市にてご対応頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	公告資料に示す業務以外に事業者に負担を求めることはありません。
37	業務要求水準書	25	共同浄水場外施設維持管理業務	第2章	3－2	(2)	⑧			【再質問】「電力費及び遠方監視設備の回線使用料は事業者が支払うこと」と記載があります。 2029年3月31日のNTT専用回線の廃止に伴い、専用回線からの切り替えが必要になります。 現在の回線使用料より、切替後の回線使用料が増額となる場合は、増額対象としてよろしいでしょうか。 また回線切替に伴う初期費用は両市の負担との理解でよろしいでしょうか。	前段、後段とも事業者負担ですが、詳細については協議します。
38	業務要求水準書	26、27	共同浄水場外施設 植栽・清掃について	第2章	3－7 3－8	(2) (2)				【再質問】剪定・清掃の範囲及び頻度は提案の認識です。指定範囲、指定頻度がある場合は書類にてご提示いただけますでしょうか。	提案範囲です。
39	業務要求水準書	28	更新対象外機器の同時更新	第2章	4－1	(2)	②			【再質問】業務要求水準書 別紙9に記載された更新対象機器以外について、 ①事業開始後の長期更新計画策定の段階で、別紙9に記載されていない機器について、①安定運転のため更新が必要となる場合、または②既設流用が困難で対象機器の更新と同時に更新を要する場合、両市と協議のうえ必要と認められたものは工事等業務費の増額変更(業務委託契約書別紙14.1))を行うことができるとの理解でよろしいでしょうか。 ②協議における判定基準(更新の必要性、同時更新の経済性等)について、概要をご提示いただけますでしょうか。	①②とも長期更新計画策定時に協議とします。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所（番号の全・半角は資料に合わせることに）						内 容	回答
40	業務要求水準書	28	長期更新計画策 定業務	第 2 章	4－1	(2)	②			『業務要求水準書』第2章 4-1(2)②において、「別紙 9 に示している年度とは異なる年度に工事を行うこと、別紙 9 に示している設備を対象外とすること、別紙 9に示していない設備を対象とすること等に関しては事業者の提案とするが、プロポーザル参加申請時における提案価格は、対象設備については別紙9に基づくものとすること。」と記載されています。 当社としては、本事業のコスト削減を図るため、別紙9に示された複数の更新項目を「一式工事」としてまとめて実施することを前提に経費を削減し、提案価格に反映（計上）することを想定しております。しかしながら、事業開始後の長期更新計画の立案時や見直し時において、実際の設備の状況等により、一式としていた項目の一部が「先送り」や「対象外」となる等、項目単位での実施時期の分離が発生する可能性があります。 このように、長期更新計画の立案・見直しにおいて上記条件と違う更新計画となった結果、当初想定していた「一式工事による経費削減効果」が見込めなくなり、実質的な工事費用の増額が生じた場合、その増加した費用の負担（所掌）についてはどのような扱いとなるかご教示いただけますでしょうか。（『業務委託契約書（案）』別紙1 4.1）に基づく工事等業務費の変更・協議の対象となるという理解でよろしいでしょうか。）	事業開始後に策定される長期更新計画は、提案時に想定されたものと比較し、より効率化されるものと想定しています。このため、ご記載の要因『「一式としていた項目の一部が「先送り」や「対象外」となる等、項目単位での実施時期の分離が発生する」』による増額にかかる負担増については、基本的には事業者の負担と考えます。
41	業務要求水準書	28	長期更新計画策 定業務	第 2 章	4－1	(2)	②			機器の廃盤やメーカーの廃業等の事由により、既存設備に合致する仕様の機器が調達できない場合、代替機器での更新、更新費用の変更について協議対象としていただけますでしょうか。 また、代替機器の負荷容量の増加などに伴い、当初の更新計画には想定されていない電気盤等の改造工事が派生的に発生する可能性がございます。このような事象は受託者にとって予見が困難であることから、これに起因して発生する追加費用については、不可抗力的な事象として両市との費用負担に関する協議対象としていただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の事由は、本事業における長期更新計画策定業務において更新費用への反映が可能と考えます。このため、不可抗力には当たらないものと考えられます。なお、ご指摘の事由による更新費用の変動については協議対象と考えております。
42	業務要求水準書	28	長期更新計画策 定業務	第 2 章	4－1	(2)	③			『業務要求水準書』において、「長期更新計画策定及び見直し年度を基準として、20 年を対象とした計画とすること。なお、長期修繕計画の策定期間も、長期更新計画と同期間とすること。」とあります。一方で、『業務委託契約書（案）』第57条第1項の事業終了時の引き渡し条件においては、「本契約の終了後 1 年以内に事業者が立案した長期更新計画において予定する設備更新以外の機器の更新を要することがない状態で」引き渡すことと規定されています。これを踏まえ、事業者が作成した計画内容に対する責任（保証）範囲は、事業期間中および事業終了後1年間に限定されるという理解でよろしいでしょうか。またそれに伴い、事業期間の終了以降（2042年以降）に更新および修繕計画の変更が必要となった場合の費用の負担は、両市（発注者）の負担となるとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には前段、後段ともご理解のとおりですが、委託者は、事業者が立案した更新計画および修繕計画に基づき、経営戦略等の計画立案を実施します。このため、事業終了後の計画についても、事業期間と同様の考え方に基づく計画立案を行っていただくことを期待しております。
43	業務要求水準書	28	長期更新計画策 定業務	第 2 章	4－1	(2)	③			「長期更新計画策定及び見直し年度を基準として、20 年を対象とした計画とすること。なお、長期修繕計画の策定期間も、長期更新計画と同期間とすること。」とありますが、最終年度に見直しを実施した場合、令和43年度までが対象になるとの理解でよろしいでしょうか。また、長期更新計画の見直しに伴う長期修繕計画の見直しは、事業期間内を対象とした計画であるとの理解でよろしいでしょうか。また、配管等の2期の更新対象に含まれない土木構造物や配管の長期更新計画については業務所掌外と考えます。今回の長期更新計画の対象範囲は別紙9のリスト及び機器のみが対象との認識でよろしいでしょうか。	見直し年度が本事業の最終年である令和23年度である場合、令和23年度を基準として20年間ですので、令和42年度（2060年度）までとなります。長期修繕計画も同期間とすることを求めますので、長期修繕計画も令和42年度までの計画としてください。 長期更新計画の対象範囲については、ご理解のとおりです。
44	業務要求水準書	28	長寿命化更新の 評価対象性	第 2 章	4－1	(2)	④			【再質問】『業務要求水準書』第2章 4-1 (2) ④の長期更新計画策定業務において、事業期間内で更新する設備の検討が求められています。 本事業における技術提案の前提として、以下の2点について確認させていただきたく存じます。 ① 事業者選定基準の別紙1「技術評価の視点」における「③更新費用等について」の評価対象には、長寿命化更新を組み込んだ更新計画の提案が含まれるという理解でよろしいでしょうか。 ② 事業者提案において、別紙9に記載された設備の更新時期や更新範囲と合理的な差異が生じた場合であっても、当該合理的な差異が存在することのみを理由として、技術評価上不利な扱いを受けることはないという理解でよろしいでしょうか。	①については、質問No. 45を参照ください。なお、更新費用に係る提案価格を評価するものではなく、ご指摘の「長寿命化更新」の考え方を評価するものであることにご留意ください。 ②は、ご理解のとおりです。
45	業務要求水準書	28	長期更新計画策 定業務	第 2 章	4－1	(2)	④			【再質問】「事業者は（中略）、修繕費と更新費のトータルコスト抑制、効率的な更新手順等を考慮し、効果的な更新計画を提案すること」と定められています。 この要求事項に対し、法定耐用年数の1.5倍を基本とした設備全体の更新（単純更新）のみならず、点検や設備診断結果などに基づき、施設・設備の一部を再建設または取り替えることで耐用年数を延伸させる「長寿命化更新」を組み合わせたことが、「修繕費と更新費のトータルコスト抑制」及び「効率的な更新」の観点から有効な手法であると考えております。 つきましては、このような「長寿命化更新」の考え方を反映させた更新計画の提案が、「効果的な更新計画」として評価の対象となる、という理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の提案は「効果的な更新計画」として評価に値するものと考えます。なお、点検や設備診断結果などを、「施設・設備の一部を再建設または取り替える」ことの根拠としてどのように評価し、耐用年数を延伸させる「長寿命化更新」につなげるのか等について、具体的なご提案を期待します。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所（番号の全・半角は資料に合わせることに）						内 容	回答
46	業務要求水準書	29	設計業務	第 2 章	4－2	(2)	①			【再質問】「本事業において、設計業務を実施する企業の技術士が設計照査を行うこと。」と記載があります。 その技術士は、必ずしも「参加資格確認申請時提出書類」の「添付資料」「設計業務の実施を担う者の技術士の在籍を証明する書類」の技術士でなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。 また、資格確認申請時に、技術士の在籍は証明することが出来ますが選任については業務開始後との理解でよろしいでしょうか。 さらに、一人の技術士が15年間の工事施工計画書を照査することは確約できかねますので、技術士の照査について任意の技術士を確認する形ではなく、技術士の資格要件を満たす人員が確認を行うとの認識でよろしいでしょうか。	前段は、協議により、別の技術士となることについては許容します。 中段の選任の時期については、ご理解のとおりです。 後段については、ご質問の意図が測りかねますが、事業期間を通じ、設計企業に在籍する技術士が照査を実施することを求めています。事業期間中に、当該技術士が、設計業務を実施する企業に在籍している他の技術士に変更になることは問題ありません。
47	業務要求水準書	29	設計業務	第 2 章	4－2	(2)	①			【再質問】照査業務、設計業務については、一部再委託をして業務を実施することは可能との理解でよろしいでしょうか。	照査業務については設計業務を実施する企業の技術士が実施することを求めます。設計業務の一部再委託に関してはご理解のとおりです。
48	業務要求水準書 (業務委託契約書(案))	29 (19)	設計業務の成果物	第 2 章 (第 6 章 第 2 節 第41条)	4－2	(2)	③			設計業務についてのアウトプットとして要求水準書では『工事施工計画書』業務委託契約書(案)では『工事実施計画書』と記載があります。 提出時期としては、年度末であるため『工事実施計画書』であると考えます。施工計画書は工事業務をSPCより受託した元請け企業が作成するものと認識しております。 ①認識について問題ありませんでしょうか。 ②計画書についてその他両市が必要と認めるものとの記載がありますが、資料としてご提示いただけますでしょうか。	要求水準書の「工事施工計画書」は、業務委託契約書(案)の工事実施計画書と読み替えます。 ①はSPCより提出ください。 ②については、当該工事について、個別理由に基づき委託者が重要と考える事項を想定しており、現段階で資料として提示することはできません。
49	業務要求水準書	30	工事等業務	第 2 章	4－3	(2)	⑤			【再質問】業務委託契約書（案）第11条には「実際に要した費用を支払う」との記載がございますが、提案時に詳細な積算根拠を付した見積内訳書の提出が求められていること、また物価変動条項が詳細に規定されていることを踏まえ、本業務は実費精算を前提とするものではなく、物価変動等による調整を除き、提案に基づき事前に合意した金額で履行される固定価格契約であると理解しております。 この前提に基づき、工事完了後の手続きについて、当方の認識を以下に示します。 1．支払額の原則について 各年度の更新工事に対する支払額は、提案時の見積内訳書に記載された金額に物価変動の指標により補正し、前年度に両市と合意した「工事実施計画書」記載の工事費となる。 2．工事精算書に記載する内容について 工事完了後に提出する「工事精算書」は、「工事実施計画書」で定めた工事履行を確認いただくための書類と認識しております。したがって、工事精算書には提案時に提出した見積内訳書、および、それに基づき両市と合意した工事実施計画書の工事費明細書に記載された機器・工種等の項目と金額を計上し、個別の実費を証明する証憑（領収書や請求書等）の添付は不要である。 3．契約履行の証明について 上記精算書に加え、「更新工事完成検査」への合格と「完成図書」「工事写真」等の成果物を提出することで、仕様通りに工事が完成したことの証明とし、契約金額支払いの要件を満たす。 上記に示す当方の認識について、両市のお見込みの通りと理解してよろしいでしょうか。 また、請求のタイミングについては委託者の求めるタイミングとの認識でよろしいでしょうか。	業務委託契約書(案)第11条2項3号記載のとおり、工事等業務費については、委託者が承認した工事実施計画書に示す工事等業務費を上限とし、受託者が更新工事その他の共同浄水場既存設備更新業務に実際に要した費用を支払うこととなります。支払いを受けるための条件についても、同第11条2項3号及び第47条に定めたとおりです。なお、工事精算書において、個別の実費を証明する証憑(領収書や請求書等)の添付は不要ですが、委託者が必要と判断した場合には証憑の提出を求めることがあります。 請求のタイミングはご認識のとおりです。
50	業務要求水準書		原水水質引渡し条件 その1：水質基準項目	別紙 3	その1	注2				有機物（TOC）に関して「(注2)上流の工業用水浄水場でコスト面によるPAC注入率制御が行われた際には、原水水質引渡し条件を2.4mg/Lまで緩和する」と記載がありますが、その場合は当浄水場でのPACや塩素等の薬品注入量の増加にともなうコストアップは「業務委託契約書(案)第55条 不可抗力」記載内容に該当し、別途費用負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のコストアップは、不可抗力とは考えておりません。 なお、緩和するまでの薬品注入量実績と比して、別紙4 浄水水質要求水準を遵守するためにコストアップが認められた場合はご理解のとおりです。
51	業務要求水準書		原水水質引渡し条件 その1：水質基準項目	別紙 3	その1	注2				有機物（TOC）に関して「(注2) 上流の工業用水浄水場でコスト面によるPAC注入率制御が行われた際には、原水水質引渡し条件を2.4mg/Lまで緩和する。」と記載がありますが、その場合は事前通知など情報連携の仕組み等がございましたら、ご教示いただけますでしょうか。	過去の実績から、工業用水浄水場管理者から事前協議がありますが、日常の水質管理により判明することも考えられます。
52	業務要求水準書		浄水要求水準	別紙 4	その 1	(8)				【再質問】六価クロム化合物の浄水要求水準が0.002mg/L以下ですが、実績値0.005mg/L未満より、要求水準を達成し続けることが難しいため、浄水要求水準をは実績値以上に変更いただけますでしょうか。	原文通りとします。
53	業務要求水準書		浄水要求水準	別紙 4	その 2	(58)				【再質問】フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)の浄水要求水準が0.008mg/L以下ですが、実績値0.01mg/L未満より、要求水準を達成し続けることが難しいため、浄水要求水準は実績値以上に変更いただけますでしょうか。	原文通りとします。
54	業務要求水準書		管末残塩測定	別紙 1 0	1-2	(8)				「遊離残留塩素濃度が0.2mg/Lを下回る可能性がある等、水質に異常が見られた場合、直ちに本市へ報告するとともに、本市と協力し原因究明を図り対策を講じること。」とありますが、実際の作業の主体およびその費用については、貴市側にてご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	原因によるものと考えております。
55	提出書類作成要領及び様式集 (様式IV_見積内訳書)		見積内訳書							【再質問】「長期更新計画策定業務費注1」について、4-1(2) 2にて、3年毎を目途に見直しを行う事とあります。一方、「業務委託契約書 第3章 第11条 2（1）」では、各年度の「見積額の総額のうち、その1/15を毎年度末までに支払う。」となっておりますが、年度毎に金額に変動がある場合は、変更できるとの理解でよろしいでしょうか。	原文通りとしますが、提案時、金額に変動がある場合は、必要に応じて契約前協議において協議します。
56	提出書類作成要領及び様式集 (様式IV_見積内訳書)		見積内訳書							【再質問】見積内訳書の項目が、契約書別紙1と対応していないと認識しています。（変動費 薬品費、電気料金など）様式を修正いただけますでしょうか。	別紙1、別表1に合わせて作成しておりますのでご確認ください。
57	提出書類作成要領及び様式集 (様式IV_見積内訳書)		見積内訳書							【再質問】様式Ⅳ－3－1 共同浄水場維持管理業務費（修繕業務を除く）内訳および様式Ⅳ－3－3 共同浄水場外維持管理業務費内訳について、年額を各項目1つだけ記載するような様式になっておりますが、各項目において、年度ごとで金額が変更となるような提案をさせていただく場合は、欄を追加する等して記載させていただいてもよろしいでしょうか。	欄を追加してください。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所（番号の全・半角は資料に合わせること）						内 容	回答
58	提出書類作成要領 及び様式集 (様式IV_見積内訳書)		長期更新計画策 定業務費の年度 変動							【再質問】提出書類作成要領及び様式集 様式IV－3－4の長期更新計画策定業務費について、長期更新計画は3年ごとに見直すこととされていますが、見直しの結果として年度ごとに業務量及び業務費が変動する場合の取扱いについて、契約前協議において調整可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	提出書類作成要領 及び様式集 (様式IV_見積内訳書)		様式IV－3－4 共同浄水場既存 設備更新業務費 内訳							様式IV－3－4共同浄水場既存設備更新業務費内訳について、工事着手から竣工までの期間が複数年に渡る設備の場合はセルを結合して複数年に渡ることを表現して記入してよろしいでしょうか。	可能とします。
60	業務委託契約書 (案)	7	契約書類の優先 順位構造	第1章	第4条	1				【再質問】「『業務委託契約書（案）』第4条第1項において、契約書類の優先順位が「本基本契約、本契約、質問回答書（ただし、令和7年11月7日付質問回答書を除く。）、業務要求水準書、募集要項、令和7年11月7日付質問回答書、実施方針、事業者提案」の順と定められております。これに関連して、今後の解釈の齟齬を防ぐため、以下の点について確認およびご教示をお願いいたします。 ① 令和7年11月7日付質問回答書に記載された内容のうち、今回の再公告資料の本文と明示的に矛盾しない事項については、本事業においても引き続き有効な条件として取り扱われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	業務委託契約書 (案)	7	委託業務の範囲 及び業務向上提 案	第2章	第5条	4				【再質問】「受託者は経費節減効果に相当する金額のうち一定割合を受け取ることができ、当該割合については、委託者と受託者で協議の上、決定する」とありますが、事業者の創意工夫を促すために割合も事業者からの提案とさせていただけますでしょうか。	事業者からの提案も受けるものと考えております。
62	業務委託契約書 (案)	8	既存事業者から の引継ぎ	第2章	第6条	1-1				「本契約締結日の翌日から令和9年3月31日までは事業引継期間とする。受託者は、かかる期間内に前項の引継ぎを完了させるものとする。」とありますが、既存事業者と受託者が同一SPC（代表企業が同一）の場合については、本条についてその限りでなく、不要との理解でよろしいでしょうか。	SPC構成員が異なる場合には、新規の構成企業に対して、代表企業が責任をもって引継ぎを実施してください。
63	業務委託契約書 (案)	8	受託者の義務	第2章	第8条	4				【再質問】「委託者の許認可の申請等」とは具体的にどのような申請を想定していますでしょうか。自己の費用により資料の作成等の協力をすると思いますが、必要以上の協力はいたしかねますので、「合理的な範囲で」協力をするとしていただけますでしょうか。	現時点で想定しているものはございません。条項は原文どおりとさせていただきますが、協力の内容は、許認可の申請等に必要な合理的な範囲に限る想定です。
64	業務委託契約書 (案)	10	サービス対価の 支払方法等	第3章	第11条	1	(2)			「受託者が提案した長期修繕計画に基づき実施された修繕業務について、各四半期終了後に前号に準じて支払う。」とありますが、修繕業務は基本的に定期修繕計画に基づき実施する予定ですが、予防保全を進めるなかで当初計画と異なり実施年度を前倒し、もしくは先送りすることも想定できます。その場合は、修繕業務を実施した当該年度に修繕費を清算頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	協議します。
65	業務委託契約書 (案)	10	工事等業務費の 固定価格／実費 精算の整理	第3章	第11条	2	(3)			【再質問】『業務委託契約書（案）』第11条第2項第3号において、工事等業務費は『工事実施計画書に示す工事等業務費を上限とし、受託者が更新工事その他の共同浄水場既存設備更新業務に実際に要した費用を支払う』と規定されており、また今回新たに別紙12として工事費内訳書サンプルが提示されています。 これに関連して、本事業における費用負担と精算の考え方は提案価格設定の重要な前提となりますため、以下の4点についてご確認およびご教示をお願いいたします。 ① 工事等業務については、物価変動に伴う調整を除き、原則として工事実施計画書に基づき両市と事前に合意した金額で履行される「固定価格契約」であるという理解でよろしいでしょうか。 ② 今回提示された別紙12の工事費内訳書サンプルは、長期更新計画策定時における見積提示および両市との合意形成を図るための参考様式であり、事後の実費精算を前提とするものではないという理解でよろしいでしょうか。 ③ 第11条第2項第3号の但書にある「委託者が必要と判断する場合」について、具体的にはどのような場合（事象）を想定されているのでしょうか。 ④ 受託者の創意工夫や施工の効率化等により、実際の工事費が工事実施計画書で合意した工事費を下回って完工した場合、両市への差額返還を求められることはなく、当該効率化による成果（差額）は受託者に帰属するという理解でよろしいでしょうか。	①質問No. 49を参照ください。 ②ご理解のとおりです。 ③11条2項3号に但書きは存在せず、お答えできません。 ④質問No. 49を参照ください。
66	業務委託契約書 (案)第13条第3項	11	性能未達増加費 用の委託者負担	第3章	第13条	3				【再質問】業務委託契約書(案)第13条第3項の性能未達に起因して発生する増加費用について、①受託者の責めに帰すべき事由、②不可抗力、③法令等変更、のいずれにも該当しない事由による場合は、委託者負担となるとの理解でよろしいでしょうか。	業務委託契約書（案）第13条の3．受託者は、本施設の性能が業務要求水準書の要求する水準に達していないことに起因する増加費用を負担し、かかる水準未達により委託者に生じた損害を賠償する。但し、当該水準未達が、委託者の責に帰すべき事由、不可抗力又は法令等の変更によることを受託者が明らかにしたときは、この限りではない。 としており、記載の通りとなります。
67	業務委託契約書 (案)	11	運転停止の場合 の固定費の支払	第3章	第17条	1				【再質問】委託者の責めによらない理由（不可抗力を含む）により浄水設備または送水設備の運転が停止した場合でも、サービス対価（固定費）の全額から、受託者が支払いを免れた費用のみを控除した金額の支払いが継続されるという理解でよろしいでしょうか。	業務委託契約書（案）第17条の1．委託者は、本施設に係る浄水設備又は送水設備の運転停止があった場合、理由の如何に関わらず、受託者に対し、サービス対価（固定費）から、当該運転停止により受託者が支払を免れた費用を控除した金額の支払いを継続するものとする。 としており、記載のとおりとなります。
68	業務委託契約書 (案)	12	新公租公課の サービス対価上 乗せ	第3章	第19条	2				【再質問】業務委託契約書(案)第19条第2項の公租公課について、本契約締結時点において予測不可能であった新公租公課(新税の創設、税率の大幅な変更等)が事業期間中に発生し、受託者の負担が増加した場合、当該増加分のサービス対価への上乗せは、両市との協議により定められるとの理解でよろしいでしょうか。	負担割合や具体的な支払方法を含めて委託者との協議によって定められます。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所（番号の全・半角は資料に合わせること）						内 容	回答
69	業務委託契約書 (案)	17	水量・水質の確保	第 5 章	第32条	1			(1)	原水水質が条件に満たず浄水処理を停止した場合、これに起因して受託者に発生した増加費用等は、合理的な範囲で委託者がこれを負担するとありますが、具体的な対象費目の想定をご教示いただけますでしょうか。	実際に生じた個別具体的な事案において、32条1項1号に基づき判断します
70	業務委託契約書 (案)	17	水質及び水量の確保	第 5 章	第 32 条	5				【再質問】本事業は長期事業であり、事業期間に原水水質の状況が変動することが予想されます。別紙3に定める原水水質引渡し基準内の水質については、原則として事業者が費用を負担し処理を行うことを承知しております。しかしながら、引渡し基準内ではあるものの、恒常的かつ大幅に原水水質が悪化し、当初想定しえない増加費用が発生した場合は、当該増加費用について協議の対象としていただけますでしょうか。 (例として、原水色度の引渡し基準値が20度以下となっている状況で、恒常的に基準値に近い水質（例：15度～20度）の流入が継続すると、活性炭使用量の増加や薬品費の上昇を招き、当初の想定を超える追加費用が発生します。） 事業者としては、長期にわたるリスクをすべて事業費に反映させると、適切な事業費の積算が困難となり、不当に高額となる可能性があります。適切な事業運営を可能とするためにも、現時点で予見しえない、または想定を超えた水質リスクの変化については、協議の対象としてご配慮いただけますようお願いいたします。 また、協議対象としていただける場合の「恒常的かつ大幅な水質悪化」の判定基準(観測期間、変動幅、対象項目等)及び協議発動の起点について、概要をご提示いただけますでしょうか。	水質リスクの変化については、同条文とおりですが、状況に応じて協議を行うこととします。 後段の判断基準等について提示するのは困難ですが、ありあけ浄水場稼働前も含む過去の原水水質と比して長期的に著しく悪化し、薬品費の増加や施設設備の損耗が認めらるときは協議の対象になると考えられます。
71	業務委託契約書 (案)第38条第2項	19	事業開始後3年以内の更新工事の事業者提案	第 5 章	第38条	2				【再質問】業務委託契約書(案)第38条第2項と業務要求水準書 第2章4-1(2)①の関係について、 第38条第2項では「業務要求水準書所定の設備を対象とするものとする」とされていますが、業務要求水準書P28の4-1(2)①では事業者提案の余地が認められています。そのため、業務委託契約書(案)にも同様に事業者提案の余地を認める記載をしていただけますでしょうか。	業務委託契約書（案）第38条第2項においては、「業務要求水準書所定の設備を対象」としており、業務要求水準書第2章4-1（2）①の但し書きに基づく事業者提案がなされた場合は、提案された設備が対象となります。
72	業務委託契約書 (案)	19	長期更新計画の策定	第 5 章	第 38 条	2				【再質問】「本事業開始後3年以内の更新工事について、業務要求水準書所定の設備を対象とする」とありますが、事業者提案の内容が効率的、合理的であり、優れていると判断される場合は、これによらないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	業務委託契約書 (案)	20	近隣対策費用の委託者負担	第 6 章	第44条	2				【再質問】業務委託契約書(案)第44条第2項の近隣対策について、 ①近隣住民への説明・了解取得に要する費用は、本事業の実施自体に直接起因する場合(更新工事に伴う仮設足場の設置、騒音発生工程の事前通知等)に限り受託者負担となり、それ以外(事業の存在自体への説明会、自治体行政の一環としての説明会等)は委託者負担との理解でよろしいでしょうか。 ②「本事業の実施自体に直接起因」の判定基準について、概要をご提示いただけますでしょうか。	①44条に定めるとおりです。近隣対策の費用は、原則として、受託者負担となりますが、本事業の実施自体に直接起因した近隣対策の不調、住民反対運動・訴訟等に対する対応については、委託者負担となります。 ②工事の進め方にかかわらず、本事業を実施することに伴い不可避免的に生じる近隣対応などが含まれ得ると思いますが、最終的には個別事案に応じて判断いたします。
74	業務委託契約書 (案)	21	契約不適合	第 6 章	第 48 条	2				【再質問】「前項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求を、当該工事等の引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その契約不適合が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は、10 年とする。」とありますが、更新工事目的物の契約不適合（瑕疵）については、受託者の故意または重大な過失による場合を除き、委託者が修補または損害賠償を請求できる期間は、引渡し日から2年間のみであり、10年間ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	業務委託契約書 (案)	22	第三者に及ぼした損害	第 7 章	第 50 条	2				「委託者は、～。但し、受託者は、当該通知が行われないことをもって、委託者に対する前項の責任の全部又は一部の免責を主張することはできないものとするが、委託者の当該通知の遅滞により増加費用が発生した場合、当該増加費用は委託者が負担するものとする。」とありますが、受託者が特許権等の侵害の主張を受けた際、委託者からの侵害主張の通知が遅延したことにより受託者に増加費用が発生した場合、委託者は、その増加費用を全額負担する義務を負うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
76	業務委託契約書 (案)	22	特許権侵害通知遅延時の委託者負担	第 7 章	第50条	2				【再質問】業務委託契約書(案)第50条第2項の特許権侵害について、 第三者から両市に対して特許権侵害の主張がなされた場合において、両市から受託者への通知が合理的期間を超えて遅延し、当該遅延により受託者に増加費用(在庫廃棄、設計変更、訴訟対応費等)が発生したときは、当該増加費用は全額委託者負担となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	業務委託契約書 (案)第51条	22	一般的損害	第 7 章	第51条					【再質問】業務委託契約書(案)第51条の一般的損害について、 第51条の一般的損害規定は、第32条第1項第1号(原水水質に起因する損害)、第32条第4項、第44条第3項等において別途委託者負担とされる内容には適用されず、当該別途規定が優先するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	業務委託契約書 (案)	22	第三者に及ぼした損害 騒音・振動・地盤沈下等の責任分担	第 7 章	第52条	1				【再質問】業務委託契約書(案)第52条において、第三者損害の負担構造が再公告で再整理されました。前回案で列挙されていた騒音・振動・地盤沈下・地下水の断絶等の規定が削除され、協議解決条項に変更されています。 ①騒音・振動・地盤沈下・地下水の断絶等による第三者損害は、第52条第1項の「受託者の責めに帰すべき事由」による場合に限り受託者負担となり、それ以外(通常の更新工事に伴い通常生じる範囲内の騒音等)は委託者負担との理解でよろしいでしょうか。 また、想定されている損害をご提示いただけますでしょうか。 ②更新工事期間中、関係法令を遵守し合理的な施工計画に基づいて実施した結果として生じる通常範囲内の騒音・振動は、受託者の責めに帰すべき事由には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	①、②ともご理解のとおりです。 なお、現段階で想定している損害はありません。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所（番号の全・半角は資料に合わせることに）						内 容	回答
79	業務委託契約書 (案)	22	第三者に及ぼした損害	第 7 章	第52条	2				第52条第2項の協議解決条項が適用される具体的ケース及び両市の協力内容(住民説明への協力等)をご提示いただけますでしょうか。	実際に生じた第三者の損害や紛争の内容に応じて判断します。
80	業務委託契約書 (案)	23	保険	第 7 章	第53条	2				【再質問】「委託者は、本施設の所有者として、本施設にかかる〔建物総合損害共済（社団法人全国市有物件災害共済会）保険〕又はこれと同等の保険に加入するものとする。」と記載ありますが、事業者帰責とならない被害（例えば、火災や落雷による損害、外部からの飛来、落下物による施設倒壊等）は、両市が加入する保険を適用いただける、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	業務委託契約書 (案)	25	受託者の債務不履行等による解除	第 8 章	第59条	(4), (5), (6), (7)				【再質問】他案件では、通常、契約する事業に関して違反があった場合に限定した内容となっています（荒尾包括委託事業の事業契約等）。また、仮に他案件での違反が本事業に影響を及ぼすような場合でも、本条のその他の号で定める内容により網羅できるものと考えます。解除や解除に伴う違約金（解除された事業年度におけるサービス対価の100分の10）の請求（第63条1項）のリスクがあることを踏まえると、事業者には過度なリスクの負担を強いる、著しく公平性を欠く規定であると思いますので、契約する事業に関して違反があった場合のみに範囲を限定いただきますようお願いいたします。	本事業及び受託者による本事業の継続に影響が生じない場合等については、不合理に解除権を行使することは想定しておりません。
82	業務委託契約書 (案)	25	受託者の債務不履行等による解除	第 8 章	第59条	(9)				【再質問】参加資格の喪失は、他案件等の違反等も含まれるものと思いますが、これを業務委託契約締結後の事業期間中の段階まで求める規定は、他案件の契約を見ても極めて異例な規定であると考えます。また、仮に他案件での違反が本事業に影響を及ぼす違反等を生じた場合でも、本条のその他の号で定める内容により網羅できるものと考えます。解除や解除に伴う違約金（解除された事業年度におけるサービス対価の100分の10）の請求（第63条1項）のリスクがあることを踏まえると、事業者には過度なリスクの負担を強いる、著しく公平性を欠く規定であると思いますので、本号は削除いただけますようお願いいたします。	本事業及び受託者による本事業の継続に影響が生じない場合等については、不合理に解除権を行使することは想定しておりません。
83	業務委託契約書 (案)	30	浄水ケーキ有効利用業務	別紙 1	1	別表1				【再質問】浄水ケーキ有効利用業務は別表 1 にて固定費と定義されていますが、ケーキ発生量は処理水量の増減に影響を受けるため変動費であると考えます。「業務委託契約書」を整備する際に変動費として取り扱っていただけるよう貴市と協議させていただきますようお願いいたします。	協議します。
84	業務委託契約書 (案)	31	変動費用	別紙 1	3	1)	(1)	イ		電力料金における変動単価の設定について、以下数式を設定いただけますでしょうか。 変動単価 ＝ 電力料金 ÷ 送水量 22,200m3/日 ・電力料金：令和8年4月30日時点での指標 × 月別の電力使用量（産業用季時別電力A） ・算出する際の送水量：22,200m3/日 以上の数式により、変動単価を算出する。 また、改定を行う場合には、提案された月別の電力使用量に乗じて変動単価を算出する。	ご提案内容により、電力料金における変動単価の設定を行うこととしますが、詳細は協議とします。
85	業務委託契約書 (案)	32	工事業務費変更時の設計費見直し	別紙 1	4	1)				【再質問】業務委託契約書(案)別紙1 4. 1)の長期更新計画見直しに伴う費用変更について、前回11/7付質問回答書 No. 73でご回答をいただきました。 長期更新計画の見直しにより工事等業務の対象設備が当初より変更となり、工事等業務費の変更を行う場合、当該設備に係る設計業務費も連動して見直されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	業務委託契約書 (案)	32	事業期間全体超過時の工事費変更	別紙 1	4	1)				【再質問】業務委託契約書(案)別紙1 4. 1)の長期更新計画見直しに伴う費用変更について、 ①長期更新計画見直しの結果、事業期間全体の工事等業務費が当初提案価格を超過する場合であっても、両市の承諾を得ることにより工事等業務費の変更が可能であるとの理解でよろしいでしょうか。 ②両市承諾における判定基準(合理的根拠、必要性、経済性等)の概要をご提示いただけますでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②質問No41を参照ください。
87	業務委託契約書 (案)	32	物価変動	別紙 1	4	2)	(1)			物価変動による維持管理費の改定が行われるタイミングは、例として挙げます以下の考え方でよろしいでしょうか。 例) 令和10年3月時点（令和9年度3月）で令和9年（1月～12月）の各指標を確認し、令和10年度の維持管理費を変更する。以降、同様に確認を行い、規定の変動率を満たす場合を改定のタイミングとする。 ①考え方に齟齬がある場合は、改定のタイミングについてご教示いただけますようお願いいたします。 ②上記の考え方であれば最終年度の物価改定については事業終了後に清算するとの考え方でよろしいでしょうか。	①3月末における、直近1年の各指標の平均値を確認し、規定の変動率を満たす場合に、翌年度以降の当該維持管理費を改定します。 改定方法は質問No93を参照ください。 ②各年度末における指標に基づき、翌年度の維持管理費を確定するものであるため、事業終了後の清算はありません。
88	業務委託契約書 (案)	32	物価変動による変更	別紙 1	4	2)	(1)			下記を変更後のように変更いただけますようお願いいたします。 （変更前） 各指標の毎年の変動率が± 1 %に満たない場合及び直近の改定からの累積が±1.5%に満たない場合は改定しないこととし、これを超える場合にのみ改定する。 （変更後） 各指標の毎年の変動率が±1.0%を超えた場合、又は直近の改定からの累積が±1.5%を超えた場合は改定を行う。	原文通りとします。
89	業務委託契約書 (案)	32	物価変動による変更	別紙 1	4	2)	(1)			「提案時の費用の積算の前提となる指標は令和8年4月30日時点のものを参照するものとし、その時点を業務単価の改定に当たっての起点とする。」 「見直し後の指標については、見直し時点を基準日とし、その時点の業務単価を起点とする。」の業務単価とは、サービス対価との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	業務委託契約書 (案)	32	物価変動による変更	別紙 1	4	2)	(1)			「各指標の毎年の変動率が± 1 %に満たない場合及び直近の改定からの累積が±1.5%に満たない場合は改定しないこととし、これを超える場合にのみ改定する。」とありますが、 毎年の変動率の算出時期及び方法は、毎年3月末時点で公表されている指標の年平均値における変動率との理解でよろしいでしょうか。 また令和9年度の対価についても物価変動による変更は認められるとの理解でよろしいでしょうか。	前段は、3月末で公表されている指標の、直近1年の平均値とします。 後段の令和9年度の対価については、協議することとします。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所（番号の全・半角は資料に合わせること）						内 容	回答
91	業務委託契約書 (案)	32	物価変動による 変更	別紙 1	4	2)	(1)			「なお、上記の適用が著しく実態と乖離する事態となった場合は、両市と受託者は協議を行い、使用する指標を見直すことができるものとする。見直し後の指標については、見直し時点を基準日とし、その時点の業務単価を起点とする。以後の改定は、上記変動があった場合に行う。」とありますが、 ①見直し時点を基準日とするのではなく、『令和8年4月30日時点を基準日とし、見直し時点での指標との変動率を算出する』としていただけますようお願いいたします。 ②急激なインフレーションまたはデフレーションにより指標が適切に追いついていない場合などは業者見積の採用などの協議に応じていただけますようお願いいたします。	①原文通りとします。 ②協議するものとします。
92	業務委託契約書 (案)	32	物価変動による 変更	別紙 1	4	2)	(1)			維持管理費の物価変動による変更で、「業務単価」を改定の起点、基準とされておりますが、年度ごとで維持管理費が変動する項目がございます。この場合、「業務単価」を改定の基にされますと、各指標の変動率とは別の意味で「業務単価」が変わってしまい、適正な物価変動が反映されません。 例) 初回の改定：令和9年度の維持管理費10,000千円で、指標の変動率（単年）が+1.5%のとき、 令和9年度の業務単価は10,150千円＝見直し後の業務単価 令和10年度の改定：指標の変動率（単年）が+1.2%のとき、 見直し後の業務単価10,150千円×指標の変動率 +1.2%=10,271千円 令和10年度の維持管理費が10,000千円ではなく11,000千円だったとき、 変更後の維持管理費が10,271千円になると、減額になってしまう。 このため、改定の起点は「各年度の提案金額」とし、“金額”と各指標の変動率”を分離する規定に変更いただけますでしょうか。 例) 変更後の令和10年度の維持管理費 ＝令和10年度の維持管理費（提案金額）×（当該時点での指標／提案時点での指標－1） ※この式を採用すれば、各年度ごとで維持管理費が変動しても対応可能 もしくは、「業務単価」を改定の基とされる場合、年度ごとで維持管理費が変動する項目についてはどのように対応するかご教示いただけますでしょうか。	委託費の改定を行う場合には、当該年度の翌年度以降の各年度の委託費を、当該改定率で改定するものとします。 改定の起点は、各年度の3月末（初回は令和8年4月30日）の業務単価とします。改定方法は質問No93を参照ください。
93	業務委託契約書 (案)	32	物価変動による 変更	別紙 1	4	2)	(1)			維持管理費の物価変動について文章のみだと両者の認識に齟齬が発生する可能性がございますので、各費用項目に適用する物価変動は下記例の数式とし、維持管理業務委託契約書に記載いただけますでしょうか。 例 （改定の条件） ①毎年の変動率が±1%を超えた場合 (CPI _n / CPI _{n-1}) -1 * 100 > 1 [%] ②直近の改定からの累積変動率±1.5%を超えた場合 (CPI _n / CPI _p) -1 * 100 > 1.5 [%] （物価変動後の費用の算出方法） ・上記①または②を満たす場合 P _n = P ₈ × (CPI _n / CPI ₈) ・改定条件を満たさない場合 P _n = P ₈ × (CPI _p / CPI ₈) （定義） ・P _n ：当該事業年度における物価変動後の価格 ・P ₈ ：当該事業年度における提案時の価格（基準価格） ・CPI ₈ ：令和8年度（公募年）の物価指標 ・CPI _n ：前事業年度の物価指標 ・CPI _{n-1} ：前々事業年度の物価指標 ・CPI _p ：直近の改定年度の物価指標（改定実績がない場合はCPI ₈ とする） ※年度の指標は、3月31日現在で公表されている直近1年の平均値とする。	委託費の改定を行う場合には、当該年度の翌年度以降の各年度の委託費を、当該改定率で改定するものとします。 そのうえで、改定条件を満たす場合における、物価変動後の算定式は以下に示すとおりとします。 AP _p =AP _q × (PI _p -1/PI _q) ・AP _p : 当該年度（ p 年度）の改定後の価格 ・AP _q : 前回改定年度（ q 年度）の価格（改定がない場合は契約時の価格） ・PI _p -1：当該年度の前年度の指標 ・PI _q ： 前回改定年度の指標（改定がない場合はR8.4.30） ※年度の指標は、改定協議地点で公表されている、直近1年の平均値とする。
94	業務委託契約書 (案)	32	物価変動による 変更	別紙 1	4	2)	(2)	ウ		業務委託契約書（案）における工事等業務費の物価変動による変更について、質問および要望いたします。 まず、提案時（変動前）の費用の積算の前提となる指標の基準日について、維持管理費と同様に「令和8年4月30日」に統一していただけますでしょうか。 根拠としては、「契約に関するガイドライン - PFI事業契約における留意事項について」等に記載があるとおり、事業者の負担する物価変動リスクを減じるためにサービス対価改定の基準時点の前倒しを行い、両時点を近づけることで、労務や資材等の物価変動を適切に対価に反映させる必要があるためです。 そのうえで具体的な計算方法について、「ウ 変動後工事費は、請求があった日を基準とし、『国土交通省 建設工事費デフレーター 上水道・工業用水道』に基づき両市と受託者との間で協議して定める」とありますが、以下の解釈でよろしいでしょうか。 ・変動前工事費の積算の前提となる指標：令和8年4月30日時点で公表されているものを参照する。 ・変動後工事費の指標：請求があった日を基準として、直近1年の平均値を採用する。また、維持管理費について、初回改定タイミング及び適用指標の取扱いを明文で規定いただけますようお願いいたします。 以上について、ご検討とご回答をよろしくをお願いいたします。	まず、工事等業務費の物価変動の指標の基準日は令和8年4月30日とします。具体的な計算方法はご理解のとおりです。 維持管理費については、質問No90、93を参照ください。
95	業務委託契約書 (案)	33	建築保全業務労務単価	別紙 1	4	2)	(1)			【再質問】「提案時の費用の積算の前提となる指標は令和8年4月30日時点のものを参照するものとし、その時点を業務単価の改定に当たっての起点とする。～」とありますが、運転管理費の改定に使用する指標として「建築保全業務労務単価（福岡）」の保全技師Ⅰ・保全技師Ⅱ・保全技師補・保全技術員・保全技術補の当該年度平均額の改定率との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	業務委託契約書 (案)	34	電力費の変動について	別紙 1	4	3)				【再質問】「契約電力会社（九州電力）が示す以下の単価」とありますが、委託者により契約電力会社が変更された場合の指標については、別途協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所（番号の全・半角は資料に合わせること）						内 容	回答
97	業務委託契約書 (案)	34	電力費の変動について	別紙1	4	3)				【再質問】「契約電力会社(九州電力)が示す以下の単価」とありますが、事業者の裁量により契約電力会社を九州電力から変更した場合は指標が変更になることはないとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の裁量により電力会社を変更した場合においても指標の変更は想定しておりません。なお、電力会社の変更を行うとする際は、協議をお願いします。
98	業務委託契約書 (案)	34	電力会社変更時の指標(事業者裁量)	別紙1	4	3)				【再質問】業務委託契約書(案)別紙1 4.3)の電気料金物価変動について、電力会社変更時の協議手続(協議開始時期、提供情報等)の概要をご提示いただけますようお願いいたします。	電力会社の変更を想定しておらず、現時点で提示できません。
99	業務委託契約書 (案)	35	改善要求措置	別紙2	2	(1) (2)				(2)は是正勧告に「浄水水質に影響を及ぼさないことが明らかであるなど、委託者と受託者の協議により、軽微な事象を判断される場合には、是正勧告を行わないことがある」とありますが、(1)は是正レベル1の内容と類似していることから「是正レベル認定及び通知」の前に、協議ができるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	業務委託契約書 (案)	37	減額ポイントの次四半期リセット	別紙2	3	(1) (3)				【再質問】業務委託契約書(案)別紙2 3(1)の減額ポイント制度について、 ①減額ポイントは、次の支払までの間に受託者による改善措置が確認できた場合、翌四半期の開始とともにリセットされる(前期のポイントが翌期に持ち越されない)との理解でよろしいでしょうか。 ②「改善が確認できた」の判定手続(受託者の改善報告、両市の確認方法、判定時期等)及び判定基準について、概要をご提示いただけますようお願いいたします。	①次の支払までの間に改善が確認できた場合は、ご理解のとおりです。 ②は、両市のモニタリング委員会で判断します。
101	業務委託契約書 (案)	38	減額ポイントの計上	別紙2	3	(2)				「なお、減額の対象となる事象が発生した場合で、その事象と同じ事象が発生時点から起算して過去3年間以内に起こっていた場合、減額ポイントは、前記の表に記載した各減額ポイントを2倍として計上する。」とありますが、発生原因又は要因が異なる場合は、別の事象として取り扱われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	業務委託契約書 (案)	45	不可抗力による追加費用及び損害額の分担	別紙7	1	(1)				「天災その他自然的な事象」に感染症も含んでいただけますようお願いいたします。	感染症も別紙7 (3) に含むものとします。
103	業務委託契約書 (案)	45	不可抗力による追加費用及び損害額の分担	別紙7	3	①				【再質問】本件はあくまで建設から15年経過した既設の施設等の運営等であり、16年目以降の15年間にわたって新設時の従前の契約同様の不可抗力リスクを事業者が負担することになるのは、公平性を欠くものと考えます。つきましては、不可抗力リスクは原則として両市の負担としていただき、事業者が善管注意義務違反したものについては、事業者負担とする内容へ変更いただくか、適用範囲を更新設備工事の期間中に発生した事象のみに限定する内容に変更いただけますでしょうか。またリスクの負担割合について見積内訳書の項目に対して1%としていただけますでしょうか。	原文通りとします。不可抗力にかかる受託者負担は維持管理費の1%を上限とし、超過部分はすべて委託者負担としておりますのでご理解ください。